

# 国民年金からのお知らせ

## 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます

令和2年分の年末調整や確定申告で、国民年金保険料の社会保険料控除を受けるためには、納付した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要となります。

### 国民年金保険料は、納付した全額が社会保険料控除の対象となります

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付したときは、その全額が所得税などの社会保険料控除の対象となります。令和2年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。

年末調整などの手続きの際に、ご自身の保険料額と合算して申告してください。なお、この場合には、ご家族分の証明書や領収書を添付する必要があります。

#### ◆11月上旬発送

令和2年1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付された方  
(証明書の内容は、1月～9月末に納付された分と、10月～12月末に納付が見込まれる分の国民年金保険料額です)

#### ◆2月上旬発送

令和2年10月1日以降に、今年をはじめ国民年金保険料を納付された方  
(証明書の内容は、10月～12月末に納付された国民年金保険料額です)  
※証明書を紛失されたときは、ねんきん加入者ダイヤルもしくは年金事務所で再交付の手続きをしてください。

#### 問くねんきん加入者ダイヤル>

☎(0570)003-004(ナビダイヤル)  
050から始まる電話でおかけになる場合は ☎(03)6630-2525  
【受付時間】 平日：午前8時30分～午後7時  
第2土曜日：午前9時30分～午後4時  
※日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



保険料が未納の状態であると、将来(老齢)や万一(障がい・遺族)のときに年金を受けられなくなります。

保険料は  
忘れずに  
納めましょう!!

令和2年度保険料額(令和2年4月分～令和3年3月分)  
定額保険料(月額)……16,540円(年齢や所得に関係なく一律です。)  
付加保険料(月額)……16,940円(付加保険料(400円)を上乗せした場合。)

#### ◆保険料の納付が困難な方は、ご相談ください。

国民年金には、保険料免除、学生納付特例、納付猶予などの制度があります。制度を利用されるには、申請が必要です。詳しくは、中村年金事務所にお問い合わせください。

問中村年金事務所 国民年金課 (名古屋市中村区太閤一丁目19番46号)

☎(052)453-7200

(自動音声案内に従って「2」を押したあと、もう一度「2」を押してください。)

## 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには**請求書の提出**が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

#### ◆対象となる方

- 老齢基礎年金を受給している方  
以下の要件をすべて満たしている必要があります
- ・65歳以上である
  - ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
  - ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

障がい基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- 以下の要件を満たしている必要があります
- ・前年の所得額が約462万円以下である

#### ◆請求手続き

- ①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方  
お受け取りの対象となる方には、日本年金機構より10月中旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。
- ②年金を受給しはじめる方  
年金の請求手続きと併せて年金事務所で請求手続きをしてください。

#### ◆日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。  
○年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

問ねんきんダイヤル ☎(0570)05-1165(ナビダイヤル)  
中村年金事務所お客様相談室 ☎(052)453-7200  
(自動音声案内「1」のあと「2」を押してください。)

## ◆11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を行います。

また、11月30日は「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」などご自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らしていただく「年金の日」となっています。「ねんきんネット」は、24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。将来の年金受給見込み額について、ご自身の年金記録を基にさまざまなパターンの試算をすることもできます。「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、中村年金事務所へお問い合わせください。

問中村年金事務所 国民年金課 ☎(052)453-7200  
(自動音声案内に従って「2」を押したあと、もう一度「2」を押してください。)